

『移動式クレーン作業中，吊り荷が落下，玉掛作業者を直撃』

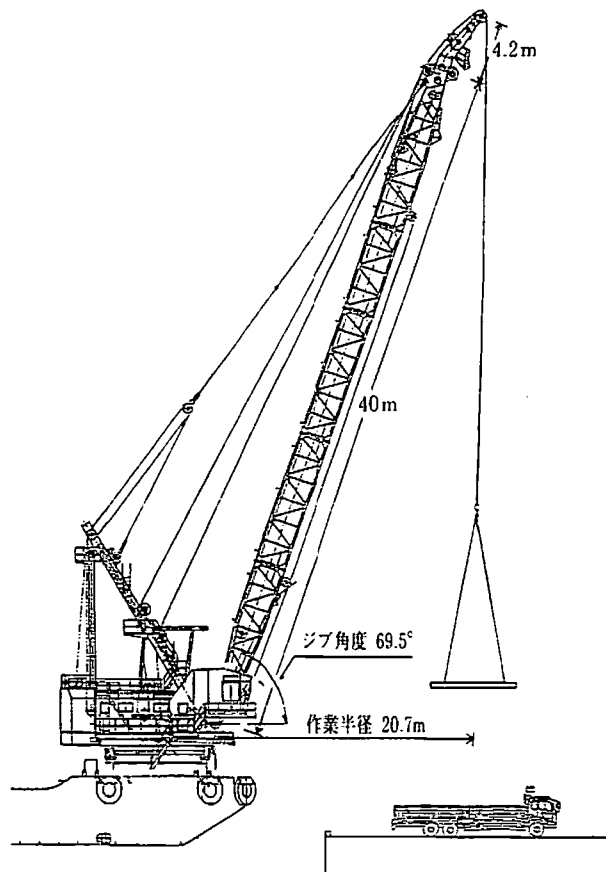
★概 要

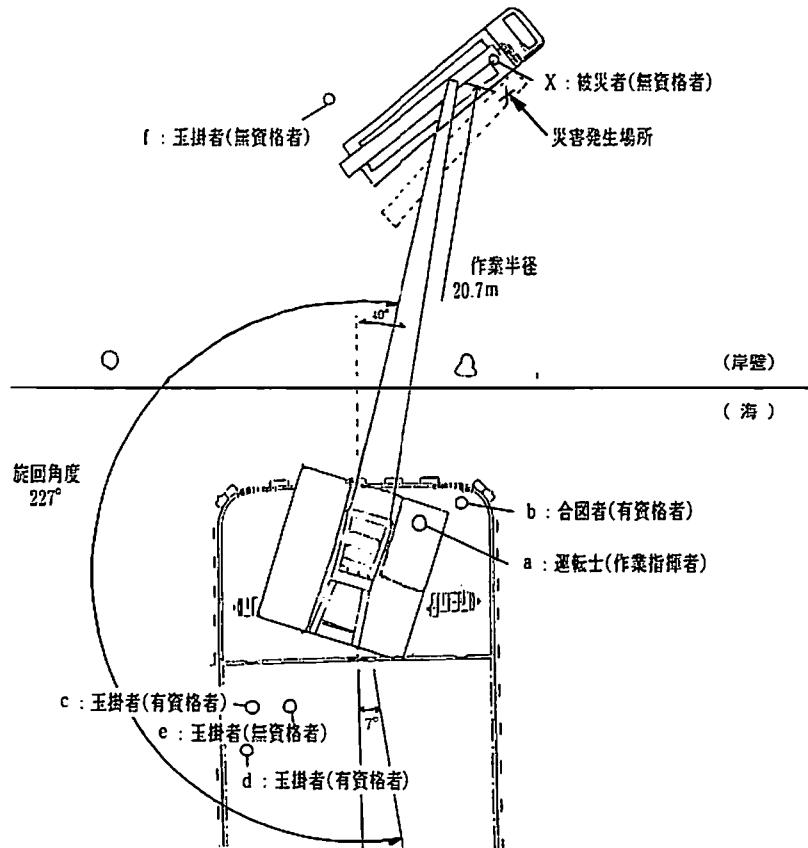
- 業種：一般道路貨物運送業
- クレーンの種類：旋回式浮きクレーン
- クレーンの吊り上げ荷重：300 トン
- 災害発生時の吊り荷の種類：鉄製枠 (m)
 $8.02 \times 0.54 \times 0.32$ (2 トン) \times 1 本
 $10.0 \times 0.70 \times 0.32$ (3 トン) \times 2 本
- 被災者：死亡1名 (トラック運転手X)
- 請負関係：(有)Y海工→S鉄工(有)→
 K運輸(株)→M運送(有)
- 災害発生年月日：平成13年3月29日
 午後3時15分 (午前中雨，午後曇り)

★労働災害発生状況

Y海工は自社が所有する台船の部品の修理をS鉄工に依頼した。S鉄工は台船が停泊している港から上記の鉄製枠を社内工場までの運搬をK運輸に発注したが，空トラックがなかったため，これをM運送に依頼した。

M運送のトラック運転手である被災者Xは，午前10時頃，自社から「K運輸からの作業指示を聞くよう」連絡を受け，直接K運輸に電話をして指示を受けた。内容は，運搬の指示だけで作業指示や積み降り方法等の指示はなかった。





午後0時過ぎ、被災者Xは最大積載量10トントラックで港に到着、午後1時まで待機した後、Y海工の労働者bと協議して、停泊中のフローティングクレーンの台船に積載されていた上記鉄製枠外3本（計6本）を3本ずつ2回に分けてトラックに積み替え、運搬することになった。相互の作業担当の打合せや資格の確認は行っていない。

午後1時10分過ぎ、Y海工の作業指揮者のもと、1回目はいつもと同じメンバーであるため、特に作業分担の打合せをしないで、クレーン運転士a（作業指揮者）、合図者b、玉掛者c、d、e、f、で作業を開始した。作業指揮者aは玉掛者に対し、「ワイヤロープは鉄枠のピンをかわして外側に掛けるよう」指示をして吊り上げ、トラックの荷台に降ろした。被災者はトラックの荷台に上がって荷降し位置の合図をしながらdと2人で玉掛用ワイヤロープを外した。

午後1時30分頃、トラックは1回目の荷を

積んでS鉄工に運搬、b、c、d、eは残りの鉄枠の玉掛作業の準備などの作業をしていた。午後3時頃トラックが戻ってきたのでbの合図で2度目の荷（上記3本）を吊り、被災者が荷台で荷降し位置を指示、付近を通りかかったfが荷台に上り2人で作業をした。

4本掛の1本（トラックの前側）をXが、玉掛用ワイヤロープの片方のアイをフックに掛けたまま片方を外し、鉄枠の上に乗せていた。後方の1本をfが同様の方法で行おうとしたが、鉄枠がトラックの荷台よりはみ出ていたので合図者bが「荷台から降りて作業するよう」指示をした。fは荷台から降りて作業を行い、荷台から離れてロープの先端を持っていた。Xは巻上げの合図を運転士aに送り、積荷に背を向けて荷締め作業の準備にとりかかった。巻上げ合図を受けたaは、巻上げ始めたが、Xが置いていたロープが鉄枠の突出部に引っかかり、鉄枠が30センチ程浮き上がった。運転士はすぐに巻下げを行ったが最上段

の鉄棒が滑り出した。音と揺れで驚いたXは高さ140センチの荷台から飛び降りたが、よろけて転倒、そこに鉄棒が地上に落下し、跳ねた後、被災者Xの腹部に直撃、下敷きになって骨盤骨折等で死亡した。

★災害発生の原因

- ①M運送では、荷締め作業以外の荷の積み下ろし作業は禁止しているのに作業を行った。
- ②作業開始前の作業指示や有資格者の確認をしていない。
- ③無資格者(X, f)に玉掛作業を行わせたため、荷の置き方や玉掛の方法が不十分であった。
- ④荷台の上に乗る、後ろ向きになって次の作業をしていた。
- ⑤所定の合図者でない者の合図により巻上げ作業をした。

- ⑥朝からの雨で濡れていたことや鋼材同士ですべり易い状態にあった。

★同種災害防止の対策

- ①定められた作業以外には手を出さないこと。
- ②作業開始前には雨天時の注意事項を含め、作業の内容について十分な打合せを行い、また、有資格者を把握し、無資格者による作業をさせないこと。
- ③玉掛作業でワイヤロープを取り外す時は、クレーンによる引き抜きはしないよう指導すること。
- ④荷締め作業はできるだけ地上で行うように指導すること。また、積荷の安定、クレーンのフックやワイヤロープ等の安全確認をした上、次の作業に移ること。
- ⑤合図は一定の者を指名し、それに従って運転、作業すること。